

特定利用者情報の適正な取扱いに関するワーキンググループ（第6回）

1 日時

令和5年1月31日（火）13時30分～14時51分

2 場所

Web 開催

3 出席者

（1）構成員

大橋主査、上沼構成員、落合構成員、沢田構成員、手塚構成員

（2）関係団体

公益社団法人全国消費生活相談員協会理事 石田 幸枝

一般社団法人MyDataJapan常務理事 太田 祐一

公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会理事 奥原 早苗

一般社団法人テレコムサービス協会技術・サービス委員会委員長 佐子山 浩二

一般社団法人新経済連盟事務局政策部長 佐藤 創一

在日米国商工会議所副会頭 杉原 佳堯

一般社団法人日本インターネットプロバイダー協会副会長兼専務理事 立石 聡明

一般社団法人セーフティーインターネット協会事務局長 中嶋 辰弥

情報通信消費者ネットワーク 長田 三紀

主婦連合会副会長 平野 祐子

公益社団法人経済同友会副代表幹事 間下 直晃

一般社団法人シェアリングエコノミー協会公共政策部長 安井 裕之

欧州ビジネス協会電気通信機器委員会 山崎 潤

一般社団法人電気通信事業者協会専務理事 山本 一晴

一般社団法人日本経済団体連合会デジタルエコノミー推進委員会

データ戦略 WG 主査 若目田 光生

（3）オブザーバ

内閣官房国家安全保障局参事官 岡井 隼人

内閣官房内閣サイバーセキュリティセンター参事官 中溝 和孝

個人情報保護委員会事務局参事官 香月 健太郎

(4) 総務省

竹村総合通信基盤局長、木村電気通信事業部長、近藤総合通信基盤局総務課長、飯村事業政策課長、井上消費者行政第二課長、中村消費者行政第二課企画官、丸山消費者行政第二課課長補佐

4 議事

(1) 特定利用者情報に係る規律の詳細について

(2) その他

【丸山消費者行政第二課課長補佐】 定刻となりましたので、ただいまから「特定利用者情報の適正な取扱いに関するワーキンググループ」第6回会合を開催いたします。本日は、皆様方におかれましては、お忙しいところ御参加いただきましてありがとうございます。

本ワーキンググループの事務局を務めます、消費者行政第二課、丸山でございます。よろしくお願いたします。

まず、事務局から開催に当たっての連絡事項等について申し上げます。

本日の会議は、昨今の新型コロナウイルス関連の情勢を踏まえまして、WebExによるウェブ会議での開催としております。

御発言を希望される際には、事前にチャット欄に発言されたい旨を書き込んでいただくようお願いいたします。それを確認次第、主査から発言者を指名いただきます。発言をする際にはマイクをオンにして、映像もオンにして御発言ください。ハウリングや雑音混入防止のため、発言時以外はマイクをミュートにさせていただきますようお願いいたします。接続に不具合がある場合には、速やかに再接続を試していただきますようお願いいたします。

本日の資料については、ウェブ会議上にも投影いたしますが、表示が遅れることもございますので、事前にお送りした資料をお手元に御用意いただけますと幸いです。

本日の資料は、資料6-1及び6-2、参考資料が6-1から6-4までとなります。今回より事務局を消費者行政第二課で担当させていただきます。この場で修正しました本ワーキンググループの開催要綱を参考資料6-1としてお付けしております。

連絡事項などは以上です。これ以降の議事進行は大橋主査をお願いしたいと存じます。大橋主査、どうぞよろしくお願いたします。

【大橋主査】 皆さん、こんにちは。お昼時にもかかわらず御参集いただきましてありがとうございます。

本日、久々の開催ですが、議題としては、今回資料の6-2を議論させていただくということで、議題の1つ目として「特定利用者情報に係る規律の詳細」ということで、議論をさせていただくということだと思います。

本日、議論する内容も大変多いということでございまして、議論を前半と後半の2つに分けさせていただこうと思っています。基本的に先ほど申し上げたように資料の6-2を使うわけですが、ここの項目のうち、2ポツの取扱方針というところで一旦切るような感

じの運営をさせていただくと。まだこの資料6-2というのはこれからガイドラインの解説案としてつくるものなので、目次もまだ十分に項目が埋まってないところではありますが、そこまで議論させていただくと。後半は、それ以降ということで議論させていただきます。

まず、久々ですので、資料6-1で、これまでの経緯も含めて御説明いただいた後、資料の6-2の前段について御説明いただいて、皆さんと討議ができればと思います。

それでは、事務局の方からまず資料の6-1に基づいて、続けて資料6-2も併せてお願いできますでしょうか。

【井上消費者行政第二課長】 承知いたしました。それでは、資料の6-1について御説明させていただきます。資料6-1を御覧ください。

資料の6-1におきましては、先ほど主査から御指摘いただきましたように、ワーキンググループでお取りまとめをいただいてから若干時間も空きましたので、御審議いただく特定利用者情報に関する規律の概要を簡単に御説明させていただきます。それから、本日御議論いただく際の視点について御説明させていただきます。それぞれ簡単に御説明申し上げます。

まず、規律の内容でございます。特定利用者情報の規律につきましては、この表の上の方でございますが、大量の情報を取得・管理等する電気通信事業者に対しまして、利用者に関する情報の適正な取扱いを促進するためという趣旨でございます。

具体的な規律の内容につきましては、中ほどの右の箱でございますとおり、利用者情報の取扱いに関する社内ルール、情報取扱規程の策定であったり、利用者情報の取扱方針の公表になります。それから、次のポツでございますが、利用者情報の取扱いに関する自己評価、取扱規程・取扱方針への反映等々が規律の内容となっております。

それが規律の内容でございます。本日御議論いただく際の視点について申し上げますと、繰り返しになって恐縮でございますが、本規律につきましては、皆様方、ワーキンググループで御議論いただきまして、昨年9月にお取りまとめをいただきました。

総務省におきましては、その取りまとめを踏まえまして、省令案を作成いたしまして、おかげさまで今年1月16日に公布されました。本日はその運用、特定利用者情報の規律の運用に関しまして、9月の取りまとめを踏まえて御議論いただくものでございます。

政府といたしましては、1つ目のポツでございますが、今回、政府の文書としてワーキンググループの結論を踏まえて策定いたします。具体的には、電気通信事業における個人情報保護に関するガイドライン、それから、その解説について御議論いただきます。本日

は事務局でその案を作成いたしましたので、御議論いただきたいと思っております。

本日の御議論の視点といたしましては、我々でもワーキンググループの取りまとめを踏まえて解説案を作成してございますが、その内容につきましてこれまでの議論がきちんと適切に反映されているか、それから明確化すべき点がないかといったことについて御議論いただければと思います。

次のスライド、お願いいたします。ワーキンググループの取りまとめをいただきまして、これから政府の文書とするわけですが、その文書につきましては、電気通信事業における個人情報保護に関するガイドライン等の中に盛り込みたいと思っております。

それで資料の6-2の1ページを御覧いただければと思いますが、こちらはその目次になってございますが、これについては先ほど申し上げたとおり、電気通信事業における個人情報保護に関するガイドラインに盛り込む関係で、そのガイドラインと同じ構成を取っております。

具体的に申し上げますと、まず今御覧になっていただいているように四角囲みでガイドラインを規定いたしまして、その四角囲みの下の方に解説、ガイドラインの考え方に関する解説を載せることとしております。

今日御覧いただくのがその解説案でございまして、四角囲みの部分につきましては、法律とこれまで御議論いただきまして策定されました省令を併せて書き込んだものとなっております。その下の解説部分、こちらについて本日御議論いただければと思います。

その上で、目次のところに戻っていただければと思いますが、各条文の構造をこちらに掲げてございます。それぞれの条文ごとに、個別の論点について解説するというような形式にしてございます。

以上でございます。以下、内容の説明に移らせていただきます。

【丸山消費者行政第二課課長補佐】 引き続き資料6-2を御覧ください。1ページから2ページ目にかけてになります。

まず1ということで、情報取扱規程の関係になります。1-1、概要です。

特定利用者情報を適正に取り扱うべき電気通信事業者として総務大臣に指定された電気通信事業者は、特定利用者情報の適正な取扱いを確保するため、情報取扱規程を定め、指定電気通信事業者として指定を受けた日から3か月以内に総務大臣に届け出なければならないことになっております。

続きまして、1-2からになりますが、この情報取扱規程の項目の中に特定利用者情報

がどのようなものか、指定電気通信事業者がどのように指定されるのかといったことについても、この中で記載をしております。

2 ページ目の 1 - 2 を御覧ください。特定利用者情報です。

特定利用者情報とは、内容、利用者の範囲及び利用状況を勘案して利用者の利益に及ぼす影響が大きいものとして省令で定める電気通信役務に関して取得する利用者に関する情報になります。

具体的には、まず 1 つ目、通信の秘密に該当する情報。2 つ目が、利用者を識別することができる情報ということで、契約を締結する者、アカウントの付与を受けた者、こういったものを識別することができる情報であって、下、2 つポツがついておりますが、これらの情報の集合物を構成する情報ということになっています。特定利用者情報には、法人その他の団体に関する情報も含まれます。

また②の説明書きの部分に該当する例、該当しない例というのを 2 ページ目、3 ページ目にかけて記載をしております。

続きまして、4 ページ目を御覧ください。1 - 3 で指定電気通信事業者です。

総務大臣は、内容、利用者の範囲及び利用状況を勘案して、利用者の利益に及ぼす影響が大きい電気通信役務を提供する電気通信事業者を、特定利用者情報を適正に取り扱うべき電気通信事業者として指定することになっています。

なお書きのところになります。特定利用者情報を適正に取り扱うべき事業者というのは指定された事業者がその義務を負うことになりますが、なお書きのところ、指定電気通信事業者以外の電気通信事業者についても、ここで定める事項を遵守することが望ましいと記載をしております。こちらについては、法律に義務を負う事業者以外についても適正に取り扱われるよう検討するといった附帯決議がついておりますので、それを反映したものにになります。

続きまして、1 - 3 - 1、利用者の利益に及ぼす影響が大きい電気通信役務、4 ページから 5 ページ目になります。利用者の利益に及ぼす影響が大きい電気通信役務については、次のような表に示したような区分で決まることになります。

まず、1 行目が無料、2 行目が有料ということで、それぞれ前年度における 1 か月当たりの当該電気通信役務の提供を受けた利用者の数の平均で分けられます。無料の場合が 1,000 万以上、有料の場合が 500 万以上ということになっています。

5 ページ目を御覧ください。まず、無料の説明ということで、提供の開始時において対

価として支払いを要しない電気通信役務というのは、料金の支払いをせずとも利用開始することが可能な電気通信役務が該当するとしております。具体的な例として幾つかその下に記載しております。

その次の段落、「その提供の開始時において」と始まるところが有料の役務の説明です。その提供の開始時において対価として支払いを要する電気通信役務とは、料金の支払いをしなければ利用を開始することができない電気通信役務が該当するとしています。その下の段落で、同じく有料の具体的な例を幾つか書いております。また、利用者の数で変わってくるものですので、その算定対象となる利用者について、5 ページ目の一番下の段落で数え方の考え方を説明しております。算定対象となる利用者は、契約・登録利用者に限られるとしております。

続きまして、6 ページ目を御覧ください。中ほど、算定対象の利用者となる考え方の補足ですが、日本国内にある契約・登録利用者に限られるとしております。

続きまして、7 ページを御覧ください。1-3-2の指定に際し電気通信事業者に求められる報告です。指定電気通信事業者の指定に当たっては、対象となる役務を提供している事業者について、利用者の利益に及ぼす影響が大きい電気通信役務の利用者に関する利用者の数に係る情報を総務大臣に報告することになっています。

具体的には7 ページ下から8 ページの上にかけての表になります。無料と有料でこの数が変わってきますが、前年度における1か月当たりの当該電気通信役務の提供を受けた利用者の数の平均、1年間の月ごとの平均を取っていただくということになります。利用者の数と言っておりますが実際の数ではなく、お示ししているどの区分に該当するかということになります。①に該当する場合には、そもそも報告の必要はありません。②か③に該当する場合には報告をいただくことになります。

報告のタイミングにつきまして、年度が終わってから1か月以内にその前年度の利用者の数の区分を報告いただくことになります。この法律の施行が本年6月16日に決まっておりますので、最初のみ1か月以内の7月16日までに報告をいただきます。

前回の報告から、区分から変更がない場合には報告の必要はなく、年度が変わっても報告の必要がないということになっております。もともと①に該当していたところが②か③に変わればそのタイミングで報告いただく、あるいは③から②、③から①、②から①、②から③、こういったように変動があれば、その変わった年度において報告をいただくということになります。

ここまでが特定利用者情報、それから、どのような事業者がどういった観点でどういった基準で義務を負わなければいけないかといったことについて御説明しました。

続きまして、11ページを御覧ください。ここからが情報取扱規程の内容になります。1-4として情報取扱規程の策定です。情報取扱規程には、特定利用者情報の安全管理、委託先の監督、情報取扱方針の策定及び公表、取扱状況の評価並びに従事者に対する監督に関する事項、以上5点の事項を記載することになっています。

既に複数の内部規程などを定めている場合には、必ずしも特定利用者情報の取扱いに特化した情報取扱規程を別途策定する必要はありません。また、そういった観点からも様式は任意としており、今申し上げた法定の記載事項5点に該当するページを表紙等に記載すれば、特に順番や項目名等は問わないとしております。

12ページを御覧ください。今申し上げた5点について、こういうことが記載の例として考えられるということで一部御紹介をしております。

続きまして、13ページを御覧ください。1-5で情報取扱規程の届出になります。指定された電気通信事業者は、情報取扱規程について、指定電気通信事業者として指定された日から3か月以内に、所定の届出書の鑑をつけていただいた上で、総務大臣に届け出なければならぬとなっております。

既に情報取扱規程に相当するものが策定されている場合などにおいては、その届出に際しては、記載しなければならない事項以外の内容については、省略や黒塗り等の対応が可能としております。

1-6で、情報取扱規程の変更です。指定された電気通信事業者は、情報取扱規程を変更したときは、所定の変更届出書により遅滞なく、変更した事項を総務大臣に届け出なければならぬとしております。後半に出てきますが、自己評価を行った後、その結果に基づいて変更した場合も同様となっております。

以上が情報取扱規程の項目の御説明です。

続きまして、14ページから15ページにかけて、情報取扱方針の関係になります。15ページを御覧ください。2-1で概要になります。

指定された電気通信事業者は、特定利用者情報の取扱いの透明性を確保するために、情報取扱方針を定め、指定電気通信事業者としての指定を受けた日から3か月以内に公表しなければならないとなっております。この情報取扱方針には、取得する特定利用者情報の内容、その利用目的及び方法、安全管理の方法、利用者からの相談に応じる際の連絡先並

びに過去10年間に生じた漏えいの時期及び内容の公表に関する事項、これら5点を記載し、利用者が容易に確認できるようにしなければならないとされております。

16ページ目御覧ください。2-2で情報取扱方針の記載内容です。

取扱方針の記載項目として今5点申し上げましたが、その項目を列挙しております。なお、(3)の安全管理の部分については、安全管理の概要のほか特定利用者情報を保存される際のそのサーバの設置国、そのサーバが第三者で設置される場合のその第三者の名称、外国に委託する際の名称、外国のクラウドサーバを使う場合の名称、外国の名称などについてもここで列記をしております。

今申し上げた外国の名称などの記載の仕方については、17ページの上のところでは事例を2つほど記載しております。

17ページの中ほどになりますが、なお書きのところでは、既にプライバシーポリシーを定めている場合などがほとんどかと思っておりますので、既存のものに留意しながら、既存のものに必要な事項を追記して対応することでも足りるとしてしております。情報取扱方針の策定に当たっては、公表されるホームページにおいて、利用者が理解しやすく分かりやすい記載方法とする必要があると記載しております。

18ページを御覧ください。2-3で情報取扱方針の公表方法です。情報取扱方針の公表については、インターネットを利用して公衆の閲覧に供する方法により行われなければならないとされておりますので、その点を記載しております。

2-4で情報取扱方針の変更です。指定された電気通信事業者は、情報取扱方針を変更したときは遅滞なく、これを公表しなければならないとされております。先ほどの情報取扱規程と同様ですが、後半に出てきますが、自己評価が行われた際にその結果に基づいて情報取扱方針の変更が行われた場合も同様で、遅滞なく公表しなければならないとされております。

以上、駆け足になりましたが、前半部分、情報取扱方針までについて御説明申し上げました。よろしく願いいたします。

【大橋主査】 ありがとうございます。冒頭で一旦、資料の6-1で振り返りしていただいて、6-2の前段について、つまり情報取扱規程及び方針について御説明いただいたものです。資料6-1でも今回の視点、議論の視点をいただいておりますが、基本的に括弧囲みのところというのは手を触れないで、ガイドラインの解説というところについて皆様方の御知見をいただきたいということで、議論を進めさせていただければと思います。

まず、構成員の皆様方から御質問なり御意見なり自由にいただければと思いますので、チャット欄にて、その旨お知らせいただければと思います。よろしく願いいたします。

それでは、沢田構成員、お願いいたします。

【沢田構成員】 ありがとうございます。ガイドラインのおまとめ、御提案と御説明いただきまして、ありがとうございました。

今までのワーキンググループの議論を反映していただいたことに関しまして、感謝申し上げます。特に私が希望をお伝えしたところで申し上げますと、情報取扱規程の届出というところで、法定事項以外は省略しても良いと、黒塗りでも良いということで、機密保持に御配慮いただいたという点と、その一方で、グローバル企業の方々も日本の事情に配慮することが望ましいという点、反映していただいてありがとうございます。

拝見して、手続がいろいろ大変だなと思いながら読んでいましたが、今回規制対象となるのは、基本的に大手の事業者だと思いますので、御対応が可能なのであれば部外者がどうこう言う話ではないので、その辺りは、規制の当事者となる事業者の御意見をお待ちしたいと思っております。

1点だけ心配なのは11ページから12ページにかけて、外国の制度のお話です。利用者の権利利益に重大な影響を及ぼす可能性のある制度の範囲なのですが、政府の情報収集活動に広範な協力義務を課すことにより、特定利用者情報について政府による広範な情報収集が可能となる制度と御解説いただいております。想定としてはとても限定的な事例という理解で良いのかなと思っております。その理解で良いでしょうか。また、これは確認なのですが、これまでの議論ですと、最初の頃の御議論を聞いていなかったのが正確ではないかもしれませんが、いわゆるガバメントアクセスが想定されていると認識しています。昨今の研究ではガバメントアクセスというのはかなり広範に捉えられてもいるようなので、ここで想定されているのが限定的なものであれば、それが分かるようにもう少し書いていただくことはできないのかなと思いました。

明らかに該当する外国の制度や法令などの名指しをするというのは難しいかもしれませんが、逆に該当しない例を挙げてあると安心かもしれないなど。特に犯罪捜査との関係では少し微妙なところもありそうで、特定の国でなくても、政府による情報収集活動への協力義務というのは普通にありそうな気がするものですから、個別事件の捜査みたいなことは広範な情報収集には当たらないということを書いていただくわけにはいかないのかなと思いました。ここはほかの先生方の御意見も伺ってみたいですね。

以上です。ありがとうございます。

【大橋主査】 ありがとうございます。構成員の方でもしあればチャット欄にていただければと思いますし、また、併せて関係団体の皆様方も御意見等ございましたらお知らせいただければと思います。

それでは、上沼構成員、お願いします。

【上沼構成員】 今、沢田構成員から御指摘のあった特定利用者情報の適正の取扱いに影響を及ぼすというところが、もう少し具体的だといいなと私も思ったので、少しその点について補足させていただきます。

その関係で、16ページ、17ページあたりのクラウドサービスで、特定利用者情報が保存されているような場合について、個人情報との関係で、いわゆる倉庫型の問題があったと思います。アクセス制限を適切にしている、その受託者側が取り扱わないことを明確にしている場合は、倉庫の中にガサッと詰め込むという言い方が良いのか分かりませんが、それと同じなので、個人情報の取扱いの委託ではないという考え方をしていると思えますが、これは今回も同じような考え方で良いのか、そうではないのかというようなことがもし明確になるのであればこの辺り結構、クラウドあたりの考え方を皆さん気にしているところなので、あると良いのかなと思いました。少しその点、申し述べさせていただきます。

以上です。

【大橋主査】 ありがとうございます。御意見、御質問等、まとめて事務局から御回答いただくようにしたいと思いますので、続けさせていただきます。

それでは、佐藤様、お願いします。

【一般社団法人新経済連盟事務局政策部長 佐藤氏】 新経連の佐藤でございます。どうもありがとうございます。

私どもの会員企業の方でも、改正法の施行に向けていろいろ準備をしようとしているところでして、少し実務的な観点も含めまして、いろいろ確認等させていただければと思います。

まず1点目は11ページ目の情報取扱規程のところですが、これは情報取扱規程だけではなくて情報取扱方針にも同じ話がかかってくると思うのですが、このページの一番下の段落に、特定利用者情報の保存という記述がありますが、この「保存」の意味合いをもう少し明確化できないかという意見がございます。つまり、「保存」には、当然恒常的に保存する

場合が含まれると思いますが、例えばキャッシュサーバなどに一時的に保存する場合などはここに含まれるのかどうなのか、こういったことも明確化してほしいという話でございます。

今回のこの規律の趣旨からしましても一時的な保存は含まれないかと思ひますし、また、実務的にも、一時的な保存まで含むことになりますと相当煩雑で対応が難しいところもあるかと思ひます。この辺も含めて御検討いただき、「保存」の意味合いについて御明示をいただきたいということが1点目でございます。

2点目は12ページのところです。これは先ほど沢田構成員からも御指摘がありました、
「特定利用者情報に係る利用者の権利利益に重大な影響を及ぼす可能性のある制度」については、昨年夏のワーキンググループでも、具体的に何が該当し得るのか事業者としてはなかなか判断することが難しいのではないかという議論があったかと思ひます。

その議論の中で、具体的にどのようなものが考えられるのか参考になる情報を総務省でも挙げていただくことになってきたかと思ひます。確か個人情報関係ですと、個人情報保護委員会で似たような整理をされているということで、そういったものも参考にしつつ総務省で整理されるということだったと思ひます。ここはやはりそういった整理がされないと実務的な対応が相当難しいところだと思ひますので、ぜひ対応をお願いできればと思ひております。

次に、12ページの安全管理に関する事項の例などとして、いろいろ列記をしていただいております。これも含めて、情報取扱規程の策定に向けて実務的な準備をしていく中で、規程の策定の参考になるような情報をなるべくいただきたいという意見が会員企業から多く来ております。

この点については、昨年の議論の中で、総務省はひな形を作ることも含めて検討したいということをおっしゃっていたかと思ひます。そういうひな形が良いのか、あるいはある程度具体的なプラクティスのようなものが例として示せるのであれば、そういったものも参考になると思ひますので、御検討いただくとありがたいなと思ひております。

あと、簡単な要望でございますが、13ページの情報取扱規程の届出の関係、それと同じ話が漏えいの報告などにもかかってくると思ひますが、こういった届出や報告に当たっては、ぜひ紙ベースに限るということではなく、電子ベースでできるような形で御配慮いただければと思ひております。

すみません、以上でございます。

【大橋主査】 ありがとうございます。それでは、太田様、お願いできますでしょうか。

【一般社団法人MyDataJapan常務理事 太田氏】 ありがとうございます。MyDataJapanの太田です。

質問になります。5ページの一番最後から始まるアクティブ利用者の数の考え方というところですが、1ポツ目は、ログインした状態で閲覧のみをする利用者についても算定対象となるとありまして、ただし、最後のポツ、4ポツ目に、ただし、このような算定が困難な電気通信役務については、1月あたりに1度でもアカウントにログインした者の数を算定することとするところがあるのですが、この算定が困難な電気通信役務というのは、例えばこの1ポツ目にあるようなアカウントにログインした状態で閲覧のみをする利用者という算定が難しい場合は、1か月あたりに1度でもアカウントにログインした者の数を数えれば良いということなのかというのが1点目の質問になります。

そうした場合に、1月あたりに1度でもアカウントにログインした者の数というのと、実際にログインした状態で閲覧のみをする利用者という乖離がすごい数になるなど思いましたというのがあります。

2つ目の質問なのですが、ログインした状態で閲覧のみをする利用者は算定対象だというのは分かるのですが、例えばSNSのソーシャルプラグイン、「いいね！ボタン」など、そういったものでデータを収集している場合において、ログインした状態でそのSNS上の記事閲覧するというのではなくて、別のウェブサイトで、「いいね！ボタン」経由などで情報を収集した場合などというのは、この算定対象となるのか、ならないのかというところをお聞きしたいです。

以上です。

【大橋主査】 ありがとうございます。落合構成員、お願いします。

【落合構成員】 落合です。よろしくお願ひいたします。

まず全般としては、これまでの議論を踏まえてまとめているように感じておりますので、事務局の御尽力に感謝を申し上げます。

私の方からも、何点かコメントさせていただきたいと思います。1つが、4ページの特定利用者情報の該当、非該当などについて、7から8ページでも例示を出していただいているところがあります。この点、もともと電気通信事業法の該当性の範囲などでも、該当性の部分については例が分かりにくいという声も出ていたこともあって、ガイドブックを

整備していただいたこともあったかと思えます。特に事業者の方から反対などがなければ、例示はできる限り充実していただいた方が今後のために良いのではないかと思いますので、御検討いただけないかと思えます。

2点目としては、先ほど議論があった11ページの関係での保存の点です。この点については前回の報告書の注32と注33に、クラウドサービスを利用して保存する場合、第三者の提供するクラウドサービスを利用して保存する場合を含むと書いていただいていたと思えますので、この内容を維持しているのかどうかです。

また、注33では、サーバが分散している場合はリアルタイムで所在国を特定することが困難な場合に配慮した記述を報告書の中に入れていただいたと思えます。事業者側からもう少し特定の部分の整理をという要望があったかと思えますので、整理を具体的に示していただくことが重要と思えました。

3点目になりますが、情報の取扱規程の関係です。こちらは例示ということですが、安全管理措置などに関わってくる部分だと思えます。先ほどの該当性の場合よりも事業者によって対策の仕方や考え方は十分変わり得ると思えます。例示として書いていただくことはあった方が恐らく有益だろうと思えますが、特定の手段を取ることに對して拘束的に読まれないような形で御準備をしていただくことは重要ではないかと思えました。そういった点に御考慮いただいて、記載の充実を図っていただけると良いのではないかと思えました。

また、規程の関係などは、個人情報保護法での安全管理措置に加えて電気通信事業法でも書かれている部分があるかと思っております。実際に準備される場合には、この電気通信事業法でさらに何を追加するのかが分かって、準備をきちんとしていただくことが大事だと思えます。そういった差分を示していただくことも大事ではないかと思えました。

最後にもう1点ですが、特定利用者情報の適正な取扱いに影響を及ぼすおそれがある外国の制度についても、前回の報告書の中で個人情報保護法と合わせる形に整理していただいたかと思っております。また、直接名指しすることは難しい部分もあるかと思えますので、個人情報保護委員会がまとめられている資料に加えて、総務省も独自に調査されることも検討されるというお話もあったと思えます。そういった調査を示しつつ、参考にしていただいて対応していただくという議論であったと思えますので、この辺りについて分かるように書いておいていただければと思えました。

大分多岐にわたりましたが、以上です。

【大橋主査】 ありがとうございます。後ほど事務局から御回答できるところをいただくと思いますので、続いて、手塚構成員、お願いいたします。

【手塚構成員】 手塚でございます。

まず、全体的な感想でございますが、今まで議論してきた内容が網羅的にも入っておりまして、全体的にはよく出来上がっているというふうに認識しております。その中でやはり、このようなガイドラインなどを書くとき、どうしてもその明確でない部分の解釈というところで揺らぎが出て、そここの議論が必ず起きるわけですが、そこについては、やはり先ほどからほかの先生方も言っていますが、例示等を充実させるということがすごく大事ななと思っています。

ですので、もう幾つか書かれているわけですが、今後、その例示等については出た後にも良いものがあればどんどん追加して行って、解釈するときに混乱のないようにすることが大事ななところ。その中で、よく使われるベストプラクティス的なものは何なのかというのを整理していくという、これはやはり発展させていくのがこのようなガイドラインでは大事だと思いますので、これを基にしまして、そういう点を充実していただければと思います。これが1点目です。

2点目として、例えば1,000万人や500万人という数字があるわけですが、これをいかに客観性と透明性、この辺をお示しするのがどういうふうにあるのかという点で、基本はある部分、言い値になってしまうというところもあるかと思っています。この辺はぜひ表記は少し難しいかもしれませんが、どういうプロセスを踏むのかという点を少し示していただくと、この数字に対する信頼度といいますか、そういうものが増すのではないかなと感じました。

以上でございます。

【大橋主査】 ありがとうございます。以上、お手が挙がっている皆様方には御発言いただきましたので、ここまで大変多岐にわたる御指摘いただいておりますが、事務局からの御回答、レスポンス、いただけますでしょうか。

【丸山消費者行政第二課課長補佐】 皆様の御意見等ありがとうございました。お答えできる部分について申し上げさせていただければと思います。

外国の制度の関係、沢田構成員、上沼構成員、落合構成員、新経連の佐藤様からもいただいたかと思いますが、いわゆるガバメントアクセスと言われているものの中でも、12ページの上のところにありますように、特定利用者情報に係る利用者の権利利益に重大な影

響を及ぼす可能性がある制度に限られるとしております。これが具体的にどのようなものなのかということについては、ここにどこまで書けるのかというのがありますが、新経連の佐藤様からもいただいたように、何らか総務省の方で調査などをして、公表できるようにしたいとは考えているところですので、そのような御参照をできるようにしたいと思っております。

それから、上沼構成員からいただいたクラウドの考え方については、昨年9月の取りまとめの中で記載されている事項については反映させていただきますとともに、言及のあった個人情報保護法との関係なども検討して書ける事項については書かせていただければと思っております。新経連の佐藤様からいただいた保存の意味、そういったことについても同様に考えております。

佐藤様からいただいた情報取扱規程の安全管理措置の関係も含めて、情報取扱規程のひな形ということで、ひな形なのか例を増やすということなのか、この解説の中に盛り込むことが良いのかということも含めて、何らか示す方向で考えたいと思っております。

同じく佐藤様で届出や漏えいの関係ですが、これは電子での提出が可能となっているところではあります。

太田様からいただいた御質問、5ページから6ページのところですが、ログインした状態で閲覧のみをする利用者についても算定対象となるとした上で、その下の「ただし」書きのところが、それができない場合の困難な場合はということでそのように記載をしているということですが、御指摘あった、大変乖離があるかもしれないというのはおっしゃるとおりかとは思いますが、もしそのあるべき姿としてログインした状態で閲覧のみをする利用者というのが仮に算定できないという場合であれば、ただし書きのところで例外に記載をしているということではあります。

それからもう1点で、ソーシャルプラグインなどで別のページに行く場合の、その部分をどのようにするのかというのは、恐らくこれまで検討はされてこなかったのかと考えておりますので、一旦事務局で引き取らせていただいて検討させていただければと思います。

最後、手塚構成員からいただきました利用者の数の関係についてのプロセスですが、プロセスという意味では記載したとおり、事業者の方から報告をいただくということになりますが、その数字の信頼性などの関係では、我々が対象となり得る事業者の方と個別に対応していく中で、その信頼性というのは確保したいと考えております。

事務局からは以上です。

【大橋主査】 ありがとうございます。一部、事務局からも検討しなければならない部分というのもいただいておりますが、ほか、追加でもし構成員あるいは関係団体の皆様方で、追加で御発言等あればいただければと思いますが、いかがでしょうか。

石田様、お願いします。

【公益社団法人全国消費生活相談員協会理事 石田氏】 全国消費生活相談員協会の石田です。ガイドラインの解説案、ありがとうございます。

気になりましたのが、2ページの②ですが、括弧の中に括弧が多くて、一般消費者としては非常に分かりにくい形になっているかと思いましたので、その二重括弧を外して、例えばアカウントの説明は米印にするなどにしていただきたいと思います。

それと取扱情報方針の記載内容のところ、17ページになります。情報取扱方針の策定はホームページにおいて、利用者が理解しやすく分かりやすい記載方法とする必要があると、このように書いていただきましたので良かったのですが、プライバシーポリシーは割とホームページの下の方に「プライバシーポリシー」と出ているということが多いのですが、記載場所についても、分かりやすい場所に記載するという事も併せて書いていただきたいと思います。

以上です。

【大橋主査】 ありがとうございます。奥原様、お願いします。

【公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会理事 奥原氏】 ありがとうございます。NACSの奥原でございます。このたびは取りまとめをいただきまして、ありがとうございます。いろいろ話し合われてきたことが整備されてきて、ありがたいなと思っております。

私からは2点ございます。1つは、16ページにあります情報取扱方針の記載内容ですが、この中で安全管理措置、これは一般の個人情報の方でも安全管理措置はどこまで何を出すかというのはいろいろ事業者で悩ましい問題になっているかと思えます。出し過ぎてもそれがリスクになるということもあろうかと思えます。

今回の件に関しては提供するデータの主体の方から見て、どのような安全管理措置が取られているのかというのは気になるころではあると思うのですが、このすみ分けを以前のお打合せでもお話しさせていただいたのですが、何に対する安全管理措置なのか、この電気通信事業における安全管理措置、特にここに気をつけているのだというようなこと。それからあとは個人情報法の範囲、事業者は一つのページで出していかれると思いますが、そ

れを分かりやすくお話ししていただく上で、どんな工夫をするのかというようなことを、もし盛り込めるようでしたら入れていただけたらありがたいのかなということ。

それからもう一つは、18ページの情報取扱方針の変更のところに書かれてあるのですが、囲みの中、利用者からの苦情、四のところですが、「又は相談に応ずる営業所、事務所その他の事業場の連絡先に関する事項」とあります。この利用者からの苦情や問合せ窓口というのは設けてはいるので、個人情報にも違反はしていないということはあるものの、非常にアクセスがしづらいというものが見受けられます。

特にサービスの内容が多岐にわたる場合、電気通信事業におかれては往々にしてあるのですが、その場合に各サービスの窓口から入っていく場合や、あとはその個人情報の取扱いに限定されているもの、プライバシーポリシーに関する窓口を設定されているもの等々があるのですが、これももう少し容易に知り得るといえるのはこういうことかというように、個人法上のガイドラインなどには示されていますが、何かあったときに問合せがしやすいように、どのようにするのが良いといったようなことも例に入れていただきますと消費者にとって大変ありがたいのかなと思います。

私からは以上です。

【大橋主査】 ありがとうございます。分かりやすさの観点と、あと個人情報との整理の中での、これも具体的な分かりやすさ、しっかりしてくださいということだったと思います。もし事務局の方から回答があればと思いますが、大丈夫ですか。

【丸山消費者行政第二課課長補佐】 一言だけ申し上げます。石田様からいただいた括弧が多いところについては、その御指摘のあった部分だけではないかと思います。記載ぶりは工夫したいと思います。

それから、今、奥原様、石田様からいただいた記載があった方が良い点については、検討させていただければと思います。

以上です。ありがとうございます。

【大橋主査】 ありがとうございます。まだまだ御指摘事項あるかもしれませんが、後半もございますので、後半の方に移らさせていただきたいと思います。

まずは事務局から先ほど2ポツまでやっていただいたので、3ポツ以降の内容について御説明をいただきたいと思います。よろしく願いいたします。

【丸山消費者行政第二課課長補佐】 資料6-2の20ページからになります。

3として、特定利用者情報の取扱状況の評価の関係になります。3-1で概要です。

指定された電気通信事業者は、毎事業年度、特定利用者情報の取扱いの状況について評価を行わなければならないとされております。

3-2で評価の実施です。評価については、直近の事業年度における社会情勢、技術の動向などの変化を的確に把握し、特定利用者情報の適正な取扱いの確保に資するため、少なくとも次の2点について行う必要があるとされています。

まず1点目が、直近の事業年度における情報取扱規程及び取扱方針の遵守状況。2つ目が、直近の事業年度における特定利用者情報の漏えいの関係になります。

続きまして、21ページの3-3の自己評価の結果に基づく取扱規程又は取扱方針の変更になります。指定された電気通信事業者は自己評価の結果に基づき、必要があると認めるときは取扱規程又は取扱方針を変更しなければならないとされています。

この場合において取扱規程を変更したときは、所定の届出書により遅滞なく、変更した事項を総務大臣に届け出なければならないとされています。また、取扱方針の場合も同様で、取扱方針をこの自己評価の結果によって変更したときは遅滞なく、これを公表しなければならないとされております。

以上が自己評価の関係になります。続きまして、21ページから22ページにかけて、特定利用者情報統括管理者の関係です。21ページ御覧ください。4-1の概要です。

指定された電気通信事業者は、取扱規程に記載しなければならない事項、これらの事項に関する業務を統括管理させるために、指定されている電気通信事業者としての指定を受けた日から3か月以内に、事業運営上の重要な決定に参画する管理的地位にあり、この後、申し述べる要件のいずれかに該当する者のうちから、特定利用者情報統括管理者を選任しなければならないとされております。

特定利用者情報統括管理者を選任又は解任した場合は、遅滞なくその旨を総務省に届け出なければならないとされています。

22ページから23ページにかけて、4-2で選任の要件です。

特定利用者情報統括管理者の選任に当たっては、事業運営上の重要な決定に参画する管理的地位にあり、かつ次に申し上げる要件のいずれかに該当する者のうちから行う必要があるとされています。

1つ目が、電気通信役務の提供を受ける者又は電気通信事業以外の事業の顧客に関する情報の取扱いに関する業務のうち、次の2点のいずれかに該当するものに通算して3年以上従事した経験を有することです。

電気通信役務の提供を受ける者又は電気通信事業以外の事業の顧客に関する情報の取扱いに関する安全管理又は法令に関する業務。今、申し上げた業務を監督する業務。また、これらと同等以上の能力を有すると認められること。これらいずれかに該当するものというようになっております。

23ページですが、「事業運営上の重要な決定に参画する管理的地位」にある者というのは、特定利用者情報の取扱いを経営レベルで全体的かつ横断的に監督する責任と権限を有する者としています。

「なお」書きのところですが、既にCIO、CISO、個人情報保護管理者などを設置している場合がほとんどかと思われますので、そういった既存の立場にある方がこの特定利用者情報統括管理者の要件を満たす者である場合には、必要となる職務を追加して特定利用者情報統括管理者として、選任することで足りるとしております。

4-3で、特定利用者情報統括管理者の選任及び解任の届出になります。

指定された電気通信事業者が、特定利用者情報統括管理者を選任し、又は解任したときは、遅滞なく、その届出書を総務大臣に提出しなければならないとされています。その際には、届出書には選任された特定利用者情報統括管理者が要件に合致することについて証明する書類を添付することになっていますが、そちらの証明する書類については、その要件を備えることを確認した旨のその事業者が作成した書類などが考えられるとしております。

続きまして24ページ、4-4で、特定利用者情報統括管理者及び指定電気通信事業者の義務という項目になります。

こちらは法律で書かれていることそのままになりますが、特定利用者情報統括管理者は、誠実にその職務を行わなければならないとされています。また、指定電気通信事業者は、利用者の利益の保護に関し、特定利用者情報統括管理者のその職務を行う上での、行った意見を尊重しなければならないとされています。

続きまして25ページになります。5で特定利用者情報の漏えい報告の関係になります。5-1で概要です。

指定された電気通信事業者は、電気通信業務に関し一定の特定の利用者情報の漏えいが生じたときには、その旨を理由又は原因とともに、遅滞なく、総務大臣に報告しなければならないとされています。

5-2で報告対象です。ここで述べているものは、特定利用者情報のうち通信の秘密に

該当する情報を除いてここで記載をしておりますが、まず1つ目として、一定の特定利用者情報に含まれる契約・登録利用者の数が1,000を超える情報。それから、特定利用者情報の適正な取扱いに影響を及ぼすおそれのある外国の制度に基づき、外国政府に提供を行った一定の特定利用者情報。②については、1,000という数はかかっておりません。

26ページの上のところになります。「なお」書きですが、先ほど申し上げたように、この5の項目では、通信の秘密に該当しない特定利用者情報の漏えいについて記載をしておりますが、通信の秘密に係る特定利用者情報についての漏えいの事案が発生した場合については、現行もそのようになっておりますが、総務大臣への報告が必要となっております。

5-3で「漏えい」の考え方になります。電気通信事業法で規定する通信の秘密の「漏えい」は、他人の知り得る状態に置くこととされており、通信当事者の有効な同意を得た場合や正当業務行為など違法性阻却事由がある場合を除いて、「漏えい」に該当するとされています。

こういった考え方により、外国政府により、情報収集活動への協力義務を課す制度に基づいて、通信の秘密が取得された場合などは、違法性阻却事由に該当せず、有効な同意のない場合には、通信の秘密の漏えいに該当するとされています。

これと同様の考え方で、特定利用者情報に含まれる通信の秘密に該当する情報と、一定の特定利用者情報については区別なく同等に規律が設けられておりますので、外国政府によって情報収集活動への協力義務を課す制度に基づいて、有効な同意なく、特定利用者情報が取得された場合も、通常、特定利用者情報の「漏えい」に該当するというので、この電気通信事業法における漏えいの考え方を5-3で記載をしています。

続きまして、5-4で報告様式の関係になります。

指定された電気通信事業者は、一定の特定利用者情報の漏えいが発生した場合には、所定の様式により、特定利用者情報の漏えいを知った日から30日以内に報告書を提出しなければならないとされています。

様式がありますので、その様式の項目などについて中ほどで記載をしております。最後の記載ですが、ある情報が通信の秘密にも該当しますし、それ以外の特定利用者情報にも該当する場合においては、報告書は2通出していただく必要がありますが、各報告事項に関して、それらの報告の内容が同一の場合であれば、当該報告書に同じとして、記入を省略することができるとしております。

以上、後半について御説明をさせていただきました。よろしく願いいたします。

【大橋主査】 ありがとうございます。後半は、特定利用者情報の取扱情報の評価等という3ポツから始まる以降の漏えいも含む箇所だということになります。

それではまず、構成員の方で御意見、御質問等ある方はチャット欄でお知らせいただけますでしょうか。沢田構成員、お願いします。

【沢田構成員】 御説明ありがとうございました。

これは以前申し上げたことと同じことなので、単なる感想ということで、これ以上どうしてくださいということではないのですが、26ページの漏えいの考え方のところ、外国政府に言われて仕方なく提供してしまった場合も漏えいだということには、やはり少し違和感があります。

個人情報保護法の漏えいの定義と違うという点にも違和感があったわけですが、その点に分かりにくいと言えば、違うのだとはっきり説明をしていただいたので、結論としては分かりにくいことはないかも知れません。ただ、どうして外国政府に提供する場合が通信の秘密と同じことになるのかという点については、「同様に規律が設けられていることから」と書いてありますが、なぜ同様の規律なのかという説明はやはりないなと思いました。解釈に紛れがあるということではないので、ガイドラインとしては、これ以上しようがないのかなという感想を持ちました。

以上です。

【大橋主査】 ありがとうございます。関係団体の皆様方も含めて御意見、御質問等いただければと思います。佐藤様、お願いします。

【一般社団法人新経済連盟事務局政策部長 佐藤氏】 度々すみません。新経連の佐藤でございます。

2点ございまして、まず、1点目は20ページの評価のところでございます。この評価についても、もう少し趣旨を具体的に示せないかという意見がございまして、特に評価の実施の(2)で、「直近の事業年度における特定利用者情報の漏えいについて評価を行う」という記述が、漏えいが起こった場合の対応ぶりを評価するのか、あるいは漏えいの原因がどのようなものだったのかということまで遡って評価をするのか。評価と言ってもいろいろな評価の仕方があると思うのですが、そもそも評価が何を目的としてどういう趣旨で行うものなのか、その評価をした結果どういう改善につなげていくのかといったことも含めて、もう少し趣旨を分かりやすく書いていただきますと、事業者の方でもより適切な対応がしやすくなるのではないかと思いますので、ここを御検討いただければと思います。

2点目は漏えい報告の関係でございます。25ページから26ページの辺でございますが、今回、特定利用者情報の漏えい報告が入ってくるようになりますので、通信の秘密に関する漏えい報告と、通信の秘密以外の特定利用者情報の漏えい報告、あともう一つは個人情報の漏えい報告という、3種類の漏えい報告が入ってくるようになりますと理解をしております。

ただ、この3つ、通信の秘密と、通信の秘密以外の特定利用者情報と、個人情報それぞれ近接している概念だと思いますので、具体的にそれらがどのような関係になっているのか、ガイドラインの解説をよく読めば分かるかもしれませんが、事業者にとってはどうしても分かりにくい部分が残ると思いますし、また、報告の対象になってくる事由など、「漏えい」の考え方もこの3つは微妙に異なっております。そうした中、ここは事業者でなかなか理解が難しく、混乱しやすいところだと思いますので、例えば、1つの図のようなもので、この3つの中に具体的にどういう情報が含まれるのかということも含めまして、お互いの関係がどうなっているのか示していただいたり、また、それぞれごとに「漏えい」の報告対象やその背景にある考え方なども併せて整理いただくと非常に分かりやすくなるのではと考えております。

関連して、個人情報の漏えい報告の際も、報告は総務省を経由して、個人情報保護委員会に行くような感じになっていたかと思います。通信の秘密の漏えいと、通信の秘密以外の特定利用者情報の漏えい報告で、報告内容が重なる場合の整理については書いていただいておりますが、個人情報の漏えいも含めて、報告内容の情報の流れがどうなっているのか整理して示していただきつつ、また、報告事項のうち、重複するので省略できるところは省略していただくなど整理していただくことで、いわゆる二重行政のような形にならないようにしていただけると非常にありがたいと思います。

すみません、以上でございます。

【大橋主査】 続きますして、太田様、お願いします。

【一般社団法人MyDataJapan常務理事 太田氏】 ありがとうございます。漏えいの考え方のところに対して質問なのですが、通信の秘密の漏えいというのは他人の知り得る状態に置くことが漏えいであると認識しております。

これに対し、個人情報保護法第26条1項の規定する漏えいというのは事業者の意図に基づくことなく個人データが外部に流出することを意味するということで、これまで今回、特定利用者情報と呼ばれるものというのは、それ自体にはこの漏えいに対してこれまでな

かったと思うのですが、例えば個人情報の漏えいというところに関しては、個人情報保護法で規定があると思います。今回この特定利用者情報に関しての漏えいは、他人に知り得る状態に置くことが漏えいの定義ということだとすると、そこには有効な同意がなければ、第三者に開示することはできないということだと思います。その前提で、これまでプラットフォーム等がビジネスとして、例えばクッキーに紐づいた情報を第三者に提供する等の事業を行っていると思うのですが、それは事業者側からすると事業者の意図でそれをやっているのに漏えいにはならないのですが、今回のこの他人に知り得る状態に置くことで有効な同意がない場合が漏えいとすると、そのクッキー等において情報を第三者に提供するということに対しては、今後有効な同意が必要になるという理解でよろしいでしょうか。

以上です。

【大橋主査】 ありがとうございます。後ほど、事務局に御回答も併せてお願いしたいとは思っています。ありがとうございます。手塚構成員、お願いします。

【手塚構成員】 手塚です。20ページの評価のところ、「なお」書きのところですが、ここはやはりすごく重要なことだと思っております。プライバシーインパクトアセスメントの話だとは思っているのですが、個人情報保護委員会の方でやっているもの、その上乘の部分または横開きといいますか、広がりその特定利用者情報という点で、こういうところを参考にしていくというのは非常に重要だと思っております。この辺ももう少し丁寧に表現してもらえると実際にやる方たち、評価する方たちにとっては良いのかなと。

それはほかで言いますと、個人情報の方では認定個人情報保護団体などがあつたりして、わざわざ外郭団体まで置いて、評価の仕方については丁寧な対応をしているというところがありますので、ぜひこちらの特定利用者情報の取扱いの評価についても、それと準ずるような体制等もお考えいただけるといいかなと思いました。

以上です。

【大橋主査】 ありがとうございます。次に若目田様、お願いします。

【一般社団法人日本経済団体連合会デジタルエコノミー推進委員会データ戦略WG主査 若目田氏】 経団連の若目田です。まず、全体取りまとめありがとうございます。前半の方になってしまうので大変恐縮です。

附帯決議にあった、要は本規範の対象にならないような事業者もこういったもので対応することが望ましいという、多分この部分だと思うのですが、これは解説案にかかわらず、これをどのような周知や啓発をされる計画になっているのか、ここに対する取組の計画が

あるのであれば内容に対する指摘ではないですが、お願いしたいなというのが1点。

それと2つ目はこれも各委員の方々、関係団体の方々含めてあったので、少しお願いということで我々も述べさせていただきたいのは、適正な取扱いに影響を及ぼすおそれがある当該外国の制度、あとその漏えいに関して、その外国政府により情報収集活動への協力義務を課す制度という部分。これは前回の中間取りまとめは、結構その注釈の部分が充実していたので、注釈のところで個人情報法の調査の件とか今後総務省でもやっていく、そういうところがあったと思うのですが、やはりここは何か確実に担保をお願いしたいなと思っています。

要は何かその調査の予算が取れたからやるとか、そういう不安定なものでなく、多分継続的にこういったお願いをして、企業がそれを確認することによって適切に通知ができるというような状態にさせていただきたいということになります。これはその調査の継続性、安定性だけではなく、各国の制度の見直しが割と比較的早いというか、もういろいろな国でいろいろなことが起きているそういう状況ですので、その変化のキャッチアップをしっかりしていただく、できるような体制をお願いしたいなと思っています。

それと3点目ですが、外部送信規律の中でもまた細かく事例やケースを、もしくはそのベストプラクティスを書き込んでいこうみたいなところがありながらも、やはりその部分は切り離して違う活動の中で、多分、総務省の方で対応されるということで少し切り離れた部分もあったと思います。やはりこれもいろいろなサービスがあることを考えると、そういったこともあり得るのかなと思いつつ、たしか外部送信規律の方は総務省のホームページで、「電気通信消費者情報コーナー」というところに外部送信規律の細かいQAを掲載するなど、こういった部分をスタートいただいていたのですが、なかなかでもそういったサイトが周知されていない部分もあると思いますし、より広くそういったものが知り得て、消費者も事業者も数多く参照できるような状態にさせていただきたいというのが3点目です。

以上です。

【大橋主査】 ありがとうございます。御意見、御感想も含めて、様々御意見いただきまして、ありがとうございます。

事務局の方から、これは御質問もあったと思いますので、御回答方々いただけますでしょうか。

【丸山消費者行政第二課課長補佐】 御意見等いただきまして、ありがとうございます

た。

新経連の佐藤様からいただいた点、あと手塚構成員からの自己評価の関係もありましたが、記載の充実化については検討させていただければと思います。

それから、佐藤様の各情報の関係性の図など漏えいのことの報告先の流れといったことについても整理をできればと思っております。

それから、太田様からいただいた御質問についてですが、そのある情報が特定利用者情報に該当する場合においては、その記載の考え方が適用されるということですので、有効な同意がなければ、違法性阻却事由がなければ、それは漏えいに該当すると電気通信事業法上はそうされているということになるかと思えます。

それから、経団連の若目田様からいただいた点で、附帯決議の周知計画、その「なお」書きのその義務の対象者以外についても遵守いただけるようにするための計画というのは、今何か具体的にあるわけではありませんが、この部分に限らず全体の電気通信事業における個人情報保護に関するガイドライン、及びその解説の周知の中でやっていく形かと思っております。

それから、昨年9月の取りまとめの際の注釈との関係、ここに記載するというところだけではないのかもしれないですが、その注釈との関係は留意させていただければと思います。それから、外部送信規律のことも挙げていただきましたが、全体の周知の関係も留意して進めていければと思っております。

事務局からは以上です。

【井上消費者行政第二課長】 すみません、補足でございますが、太田様からいただいた漏えいの概念のところの質問ですが、中で検討させていただきたいと思っておりますので、一旦引き取らせていただければと思います。恐縮でございます。

【大橋主査】 丁寧にありがとうございます。

御発言希望の方々には御発言いただいたと思いますが、もし追加で、御意見あるいは前半も含めて全体通じてでも構いません、ございましたらいただければと思いますが、どうでしょうか。よろしゅうございますか、ありがとうございます。

細かい点も含めてもし御質問、御意見、まだおありになる方は、メールにて事務局にお送りをいただければということでございます。後日、事務局から御回答いただく、これは全体に多分共有する形でも御回答いただくという形なのかなと思っております。

事務局におかれては今回資料の6-2、相当作業大変だったと思いますが、御回答も含

めて丁寧に御回答いただきありがとうございました。引き続き今回構成員の方及び関係団体の方々からの様々御意見、お知恵をいただきましたので、ぜひしっかり反映していただければと願っています。

それでは、全体通じてないようでしたら、意見交換はここまでとさせていただきます。

最後に議題の2ということで、その他とございますが、事務局から何か事項がございましたらお願いします。

【丸山消費者行政第二課課長補佐】 本日御議論いただきましてありがとうございました。御議論を踏まえてこの解説案については修正作業等させていただければと思います。次回のワーキンググループにつきましては、別途事務局から御案内申し上げます。

事務局からは以上です。

【大橋主査】 ありがとうございました。

それでは、第6回のワーキンググループ、これにて閉会とさせていただきます。大変お忙しいところ熱心に御議論いただきまして、ありがとうございました。引き続きどうぞよろしく願いをいたします。ありがとうございました。